

第6回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和3年5月27日（木）午後1時27分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第6回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地の地目変更届について
- 議案第4号 現況証明申請について
- 議案第5号 南越前町農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 空き家等に付随する農地の別段面積の設定について

<その他>

非農地判断の徹底（農林水産省通知）

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7	石山 清孝	7	
8	田嶋 秀夫	8	
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

4番 岩寄 和実 ㊟

5番 植村 功吉 ㊟

<b>【開会】 午後1時27分</b>	
事務局長	<p>定刻より少し前ですが、皆さまお揃いでございますので、ただ今から第6回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>会議に入る前に、私事で恐縮ではございますが、4月の人事異動により農林水産課長及び農業委員会の事務局長を拝命いたしました市村と申します。</p> <p>農業委員の皆様には、農地法に基づく農地の権利移動等の許認可業務や農地パトロールをはじめ、農地利用の最適化、農業経営法人化の支援、複式簿記や青色申告の普及促進等、いろいろな面でお世話になりますが、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、はじめに、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<b>【会長あいさつ】</b>	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、4番 岩寄委員と5番 植村委員にお願いいたしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長にお願いいたします。</p>
<b>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】</b>	
議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。番号1から4を一括して議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、本日はよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。今回の農地法第3条の許可申請は4件です。</p> <p>まず、番号1でございますが、譲渡人は南越前町にお住いの方で譲受人は同じく南越前町にお住いの方です。</p> <p>耕作農地を売買により所有権を移転することで話がまとまったことによる申請です。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。3ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、4ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>次に、番号2でございますが、番号3と関連しております。1ページにお戻りください。</p>

<p>事務局</p>	<p>申請者は、越前市と南越前町にお住いの方です。北陸新幹線工事による一時転用中の農地でございますが、分断された農地を今後耕作しやすいように交換する話がまとまったことによる所有権移転の申請になります。</p> <p>番号2の申請地は 位置につきましては、5ページをご覧ください。左側の赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。6ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、7ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号に該当し、下限面積が南条地区の30アールに達しない場合にあたります。しかし、農地法施行令第2条第3項第3号の、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作に供している者が権利を取得すること」の事由に該当し、不許可相当に該当しないこととなります。その他においては要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>1ページにお戻りください。</p> <p>番号3の申請地は 位置につきましては、5ページをご覧ください。右側の赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。8ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、9ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>最後に、番号4でございますが、1ページにお戻りください。</p> <p>申請者は前回の農業委員会でも申請された南越前町にお住いの方で、相続を放棄されたため、いったん相続財産管理人のもとに渡った農地を売買により所有権を移転する追加申請です。</p> <p>位置につきましては、10ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。11ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、12ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件でございますけど、現地確認の報告を朝倉委員さんお願いします。</p>
<p>朝倉委員</p>	<p>はい、それでは報告します。</p> <p>先週の水曜の5月19日に石山委員さんと田嶋委員さんと事務局2人の5名で現地確認を行いました。</p> <p>まず、番号1ですが、 申請地は集落の間に位置する農地です。所有権の移転後も水稻を作付される計画であり、問題はないと思います。</p>

朝倉委員	<p>続きまして番号2と3ですが、 申請地は北陸新幹線工事中の一時転用農地で、鉄道用地のために分断された農地を隣同士耕作しやすいように交換するものであり、問題はないと思います。</p> <p>最後に番号4ですが、 申請地の現況は雑種地ですが、梅の木を植樹される計画であり、農地として管理されるとのことで問題ないと思います。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および朝倉委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願ひます。</p> <p>(西川委員挙手)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
西川委員	<p>番号2, 3に関しまして、実は新幹線に貸している土地で先の農業委員会にて許可をいただいている期間中のものでございますが、今ほどご説明いただいた通りこのような交換をせざるを得ない。</p> <p>もうひとつ、6ページの写真では左端に少し切れていますが、これは北陸電力の鉄塔への管理道路があります。これを撤去して付け替えをしないと田んぼを一枚に戻すのにも不便ということで、継続して新しくされるそうなので、なんとか一番良いのは今年の秋起こしまでに道路も付け替える、そして田んぼに復元することが一番良いとのことでしたので、今回の農業委員会への申請ということになりました。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>今後もこのような案件があるかと思うので、使いやすいう事務局も指導の方、よろしくお願ひします。</p> <p>(事務局 「はい」)</p> <p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】</b>	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願ひします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。13ページをご覧ください。</p> <p>申請人は南越前町長で、譲渡人は越前市にお住いの方です。</p> <p>町の定住人口を増加させるために所有権を移転して町分譲地整備事業により住宅用地10区画を整備するための申請でございます。</p> <p>転用にあたり、隣接農地はございませんが、西側排水路との境にL型擁壁を整備して土砂等の流出を防止します。取水と排水は、新設する上下水道を利用し、雨水は造成地内に道路を設置し、自然流化により道路側溝に放流します。この申請に際し、地元区長や農家組合長、土地改良区等の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、14ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。15ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。16ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、申請地から300m以内に●●がある市街化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、原則許可できます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さんお願いします。</p>
石山委員	<p>はい。では、報告いたします。</p> <p>朝倉委員さんと同じく5名で現地確認をいたしました。</p> <p>場所は、●●から250mほど北に位置し、申請地の北側は住宅、東側は国道、南側は町道、西側は農業用排水であり、関係者の同意も得られていますし、町の定住人口を増加させるための分譲事業ということで、転用はやむを得ないものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および石山委員さんからの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(川崎委員挙手)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
川崎委員	<p>この図面の西側が中山間整備事業の排水路工事が入っていると思います。宅地造成と排水路工事との調整をうまくしないと工事をやり直すなど無駄になることもあるということがあると思います。1点目としまして、工事は発注されていると思うのですが、建設整備課等関係機関との調整をうまくして無駄のないように行っていただきたいということ。</p> <p>2点目は、1,000坪の土地に対して10区画の整備とのことですが、割ると一区画当たりの面積がかなり大きいのではないかと思うのですが。10区画が少ないのかどうかの判断はできないが、ちょっと違うのかなと思う。</p>

事務局	<p>1点目の農業用排水路の件につきましては、県単事業で農林水産課の担当でございまして、調整済みではございます。</p> <p>2点目の区画につきましては、約96坪を5区画と約84坪を5区画の合計10区画の整備計画でございます。中央には道路を設けてあります。</p>
議長	<p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>【議案第3号 農地の地目変更届について】</b>	
議長	<p>次に、議案第3号「農地の地目変更届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。17ページをご覧ください。</p> <p>申請人は南越前町にお住いの方です。</p> <p>位置につきましては、18ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。19ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請理由は、農地法を知らず、平成10年頃から無許可で田の一部分を埋め立てており、今回、果樹を植えて樹園地として利用するため畑に地目を変更したいというものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を田嶋委員さんお願いします。</p>
田嶋委員	<p>はい、報告をさせていただきます。</p> <p>朝倉委員さんと同じく5名で現地確認をいたしました。</p> <p>申請地の周囲は区画された農地が広がっています。20年以上前に農地法を知らずに工事の残土を入れてもらい薪割りをするなど利用していたとのこと。今回、果樹を植えて樹園地として利用するにあたり畑への地目変更あたりは問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および田嶋委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(川崎委員挙手)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
川崎委員	<p>20年以上前から無許可で埋め立てを行っていたことには、農地法は関係ないのか。</p>

事務局	<p>違反転用であることを知らなかったようで、今回の申請に際し、始末書の様な文面の提出をいただいております。</p> <p>(岩寄委員挙手)</p>
岩寄委員	<p>ただ今の質問に際し、申請にあたり、息子さんがサインをくださいとみえた時に、法に引っかかっていると十分に注意しました。今後気を付けるようにと、伝えさせていただきました。</p>
議長	<p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>【議案第4号 現況証明申請について】</b>	
議長	<p>次に、議案第4号「現況証明申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。20ページをご覧ください。</p> <p>申請人は南越前町にお住いの方です。</p> <p>位置につきましては、21ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。22ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請理由は、戦後から土地を貸し付け、賃借人が農舎を建てて使用されてきました。現在は、農舎は建替えられ、引き続き使用されています。今回、土地の売買の話がまとまり、現況にあった地目に変更したいというものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を田嶋委員さんお願いします。</p>
田嶋委員	<p>はい、報告をさせていただきます。</p> <p>先程と同じメンバーで現地確認をいたしました。</p> <p>申請地は、写真をご覧のとおり車庫が建っております。戦後からの状況であり、現況にあった地目に変更することで問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および田嶋委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>【議案第5号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】</b>	
議長	<p>次に、議案第5号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。23ページをお願いいたします。</p> <p>南越前町長より令和3年5月10日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。24ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定日は令和3年6月1日です。</p> <p>新規で利用権設定される計画の農地面積は4,330㎡、貸し手は12名で借り手は3名、筆数は全部で16筆です。利用権が再設定される計画の農地面積は2,987㎡、貸し手、借り手とも1名、筆数は1筆です。</p> <p>25ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p> <p>令和3年5月28日の公告予定日です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>【議案第6号 空き家等に付随する農地の別段面積の設定について】</b>	
議長	<p>次に議案第6号「空き家等に付随する農地の別段面積の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>



事務局	<p>はい、ご説明いたします。26ページをお願いいたします。</p> <p>これは、平成30年度および令和元年度の2回にわたり、(公社)福井県宅地建物取引業協会から「空き家に付随する農地」を取得する際の下限面積の引き下げに関する提言書が出されております。提言書の内容を要約しますと</p> <p>「近年、農業者の高齢化や都市部への労働力の流出を背景に農業の担い手が不足し、遊休農地化が地域農業の課題となっておりますが、その一方では「農ある暮らし」を求め、都市部から田舎への移住を希望する方も多く、その多くの移住者は家庭菜園程度の農地を求めているのが現状です。県内外からの移住・定住の促進、遊休農地の解消のためにも、「空き家に付随する農地」を空き家とともに取得する場合に限り、農地法第3条による下限面積を10㎡以下に引き下げすることを提言いたします」というものです。</p> <p>町の現状では、農地を取得するには取得する農地と合わせて南条では30アール、今庄では20アール、河野では10アール以上経営していないといけないという要件がありますが、それを今回、新規就農者が取得しやすいように見直しましょうというものです。</p> <p>県内においても半数の農業委員会が制度化しており、町の移住・定住促進や新規就農の促進及び遊休農地等の発生防止・解消を図るためにも取扱基準を緩和したいと考えております。</p> <p>具体的な内容については、27ページから33ページのとおりです。国の手引きガイド並びに県内市町等の状況を参考に作成いたしました。</p> <p>まず、空き家情報バンク制度ですが、南越前町は平成21年8月1日から実施し、令和2年4月1日からは空き地も登録できるようになりました。よって、南越前町空き家・空き地情報バンクに登録された空き家もしくは空き地に付随する農地を対象にたく、「空き家等に付随する農地」といたしました。</p> <p>第3条の設定面積につきましては、0.01アール(1㎡)といたしました。大野市、勝山市、永平寺町、越前町が同じ設定面積であります。</p> <p>適用条件といたしまして、第4条第3項において農地の権利取得者は、投機目的を防ぐため、空き家若しくは空き地を取得してから5年以上継続してその空き家等に居住し、その農地を耕作することといたしました。</p> <p>手続きの流れは第5条から第10条のとおりです。</p> <p>制度内容についてご理解いただき、決定されれば、本日を施行日といたしまして、町広報紙と町ホームページに掲載して周知いたしたいと考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの議案第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>これは条例ではないのですか。</p>
事務局	<p>条例ではございません。農業委員会で定めるものでございます。</p>
議長	<p>条件は小さい方がよいのか。</p>
事務局	<p>当初は1アールの提言でしたが、2回目では0.1アールに引き下げられました。条件は小さい方がアピールになります。</p>

議長	<p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p>
<b>【その他 非農地判断の徹底（農林水産省通知）について】</b>	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。非農地判断の徹底（農林水産省通知）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは34ページをご覧ください。令和3年4月1日付で農林水産省から非農地判断の徹底についての文書が発出されております。</p> <p>内容は、毎年農地パトロールの実施により利用状況調査を行っていただいておりますが、再生困難な農地については農業委員会総会において非農地判断を行うという事務処理を徹底してほしいというものでございます。これまでの年に1回の報告から毎月の報告に切り替えることとし、状況に応じては指導等が入るというものでございます。</p> <p>35ページの中央下部分にありますとおり、「3人以上で利用状況調査を実施し、その結果に基づき、再生利用が困難な農地と判断された場合は、調査後直ちに非農地として農地台帳から除外するものとする」ということです。</p> <p>この通知を受け、事務局案といたしましては、まず農地台帳にて現況が山林等の農地を集計し、次回農業委員会にお示しいたします。そのデータをもとに担当地区の農業委員さんと農地利用推進委員さんと事務局とで現地確認を行い、非農地判断にするものを集計して11月以降の農業委員会総会に諮りたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、何か質問はありませんか。</p> <p>(川崎委員挙手)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
川崎委員	<p>ひとつは、現況が山林の土地を農業委員会で非農地判断しても登記をされない場合はどうするのか。固定資産税の問題もあるであろう。</p> <p>また、所有者不明の場合はどう扱うのか問題である。</p>
議長	<p>裁判になると嫌な話である。</p>
事務局	<p>資料35ページの下ほどの所に、一部の市町村では、農業委員会及び固定資産税部局と法務局とが連携し、農業委員会が非農地とした土地について、市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行い、法務局が地目変更登記を行っているようです。</p> <p>また、所有者不明の場合におけるフロー図も国県から示されており、公示等により手続きを進めていくこととなります。</p>

岩寄委員	問題は、所有者がいない場合の遺産相続がされていないまま放置されていることである。
議長	ほかに質問はございませんか。 (質問、意見なし) 無いようでしたら、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。
<b>【その他】 午後2時23分</b>	
事務局	はい。本日は、ありがとうございました。事務局から3点ございます。 まず1点目ですが、お手元の「令和3年度全国農業委員会会長大会の動画視聴についてのご案内」をご覧ください。一昨日開催された全国農業委員会会長大会の開催内容を全国農業会議所が運用する「農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト」にて動画配信されるといものです。6月1日から予定されていますので、お時間があるときにご視聴ください。 次に、2点目でございますが、お手元のピンクの冊子「女性委員の活動事例集」をご覧ください。こちらは、福井県農業会議から先月配布されたものでございます。お時間のある時にご覧くださいませよう、お願いいたします。 最後に3点目でございますが、毎回のお願いで申し訳ありませんが、「2021年農業委員会活動記録セット」の記録簿を回収させていただきます。4月から6月分までの記録簿を次回の総会時またはそれまでにご持参くださるようよろしくお願いいたします。  連絡事項は以上です。
議長	ただ今の事務局からの連絡ですが、まず1点目はインターネットの環境のある方は動画配信のご視聴をお願いするというもので、2点目については、ピンクの冊子をご覧くださいということで、3点目については、毎回提出の活動記録簿で次回総会までに6月分までを提出するということでした。 その他ございませんか。 宜しいようでしたら 次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
<b>【次回農業委員会開催日について】</b>	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、7月26日(月)午後1時30分から ということをお願いしたいと思っております。場所につきましては、本日と同じく第6会議室で行う予定です。いかがでございましょうか。 (議長 「いいでしょう」) それでは次回は7月26日(月)午後1時30分から、役場別館第6会議室で開催させていただきますと思います。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めてご通知をさせていただきます。よろしくお願いいたします。  以上をもちまして、第6回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。
川崎会長職務代理者	あいさつ
<b>【閉会】 午後2時35分</b>	

